

令和7年度 静岡市茶生産改良整備事業（茶園改良整備事業）について

茶の生産性及び収益性の向上による茶業経営の安定化を目的として、整備事業（茶園の生産性を向上させるために必要な茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設整備等）、改植事業（碾茶生産に向けた品種への改植）について、予算の範囲内において補助金を交付します。

例えば、こうした場合には是非事業をご検討ください！

（整備事業）

- 乗用型茶園管理機で管理できるように茶園の段差を解消したい場合
- 茶園の中まで車で入り作業できるように、園内作業道を整備したい場合
- 防霜施設（防霜ファン、防霜棚等）を導入したい場合

（改植事業）

- 碾茶生産に向け品種転換を伴う改植を行う場合

例：車で茶園に入れるように園内作業道を整備

例：防霜ファンの導入

<整備前>



<整備後>



1. 補助の対象・補助金額

| 事業概要 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|--------|--|---|
| <p>（1）整備事業 10a以上1ha未満の茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設整備等を行う事業に対して助成</p> | 市内農業者等 | <p>（1）整備事業 請負費、使用料、賃借料、資機材費、設置経費等（消費税額を除く）</p> | <p>（1）整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区が中山間地域 補助率：<u>8/10以内</u>（千円未満切捨） 補助限度額：48万円/10a ・事業実施地区が中山間地域外 補助率：<u>1/2以内</u>（千円未満切捨） 補助限度額：30万円/10a |
| <p>（2）改植事業 碾茶生産に向け品種転換を伴う改植（1a以上）を行う事業に対して助成</p> | | <p>（2）改植事業 改植及び改植に伴う植栽初期管理に要する経費</p> | <p>（2）改植事業 <u>15万円/10a</u> ※実施面積10a未満も対象（1㎡未満は切捨て（補助額に千円未満が生じた場合も切捨て））</p> |

2. 事業の進めかた

(1) 希望調書：計画のある方は、随時 J A の営農指導担当の方または農業政策課へ希望調書を提出して
の提出 下さい。

【希望調書最終受付（改植事業）】令和7年11月28日（金）まで

※整備事業については、事前に農業政策課までご連絡ください。

(2) 事前調査：希望調書の内容を市が確認し、必要に応じて事前調査にお伺いします。

(3) 申 請：下記の書類をご用意いただき、農業政策課に申請します。

必要書類：

（整備事業）

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④事業実施場所が分かる書類
- ⑤定款、規約等（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。）
- ⑥団体構成員名簿（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合に限る。）
- ⑦工事内容がわかる書類
- ⑧受益面積がわかる書類（茶園台帳等）
- ⑨固定資産税の納税通知書及び課税明細書または名寄帳の写し（自己所有地の場合）
- ⑩農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けていることを証明する書類の写し（借地の場合）
- ⑪見積書の写し（事業費が税込10万円以上の場合、2者）
- ⑫（導入機械が中古の場合）5年以上の使用耐用を証する書類

（改植事業）

（①～⑥ 上記共通）

- ⑦改植前の茶園の写真
- ⑧受益面積がわかる書類
- ⑨改植前及び改植後の品種名がわかる書類
- ⑩固定資産税の納税通知書及び課税明細書または名寄帳の写し（自己所有地の場合）
- ⑪農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により借り受けていることを証明する書類の写し（借地の場合）

(4) 実 施：市から補助金の交付決定が下り次第、事業を実施してください。

(5) 確 認：事業が完了したら、J A の営農指導担当を通じて市へご連絡下さい。

必要に応じて完成検査に伺います。

実績報告書の提出→（完成検査）→補助金確定通知→請求書提出→補助金の支払い

担当・問い合わせ

静岡市経済局 農政部 農業政策課 お茶のまち推進係

電話：054-354-2089/FAX：054-354-2482

Mail：nougouseisaku@city.shizuoka.lg.jp